

横浜グランドスラム企業表彰 実施要綱

制定 令和4年6月16日 経中100号（副市長決裁）
最近改正 令和5年6月20日 経中129号（副市長決裁）

（趣旨）

第1条 この要綱は、誰もが働きやすい職場づくりや、健康経営、SDGsの達成など、社会のニーズに応え、地域に貢献しながら経営に取り組む企業を応援することを目的とし、本市が実施する第3条に規定する全ての認定・認証（以下「認定等」という。）を取得した事業者に対して行う表彰について、必要な事項を定めるものとする。

（名称）

第2条 表彰の名称は、横浜グランドスラム企業表彰とする。

（表彰の対象）

第3条 市長は、基準日時点において次の各号で定める認定等を取得している事業者を表彰するものとする。

- (1) 横浜型地域貢献企業
 - (2) よこはまグッドバランス企業
 - (3) 横浜健康経営認証
 - (4) 横浜市SDGs認証制度”Y-SDGs”
- 2 前項の事業者について、本社・支社・営業所等、認定等を取得した組織の単位が各認定等において異なる場合は、法人単位を表彰の対象とする。
- 3 第1項に定める基準日は、毎年4月1日とする。

（対象除外）

第4条 前条に該当する事業者であっても、次のいずれかに該当する場合は、原則として表彰の対象から除外する。

- (1) 前条に規定する表彰の対象のうち、すでに本表彰を受けたことがある場合（事業者名称の変更があった場合、名称変更前の表彰を含む）
- (2) その他、表彰することが不適当と市長が認める場合

（被表彰者の決定）

第5条 市長は、第3条に該当する事業者のうち、前条に該当しない場合に被表彰者として決定する。

（表彰の方法）

第6条 表彰は、表彰状を授与して行う。

2 表彰は、毎年度1回行うものとする。

（その他）

第7条 この要綱に定めるもののほか、表彰の実施について必要な事項は経済局長、政策局長、健康福祉局長及び温暖化対策統括本部長が協議の上で定めるものとする。

附 則

この要綱は、令和4年6月16日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年6月20日より施行する。